**主** 文

原告の昭和三五年四月一日から昭和三六年三月三一日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消しを求める訴えを却下する。

原告の右事業年度の法人税の再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。 事 実

## 第一 当事者の卓立て

(原告)

「被告が原告に対し昭和三九年五月二八日付でした原告の昭和三五年四月一日から昭和三六年三月三一日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定(但し、留保所得に関する部分を除く。)ならびに、同年九月二五日付でした同事業年度の法人税の再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決(被告)

「原告の再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消しを求める訴えを却下する。原告の更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決 第二 原告主張の請求原因

一、被告税務署長のした行為計算の否認は、許されないものというべきである。 仮りに、被告主張のごとく前記契約が売買であるとしても、被告は、さきに、 佐に対し原告の前記確定申告が正当である旨の申告是認通知書を発しておきなが ら、原告において善後措置を講ずる余地のなくなつた段階に至り、しかも、他に何 らの合理的理由もないのに、本件各課税処分に及んだのであるが、かかる被告の行 為は、信義則に違反し、権利の濫用に当るというべきであり、さらに、そもそも、 前記契約は、譲渡所得の課せられることがないということを前提として締結された ものであるから、法律行為の要素に錯誤があるものとして無効であり、課税の対象 とはなり得ないものである。

## 第三 被告の答弁

(本案前の抗弁)

被告が昭和三九年九月二五日付でした再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定は、さきになされた更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定額をそれぞれ減額したものであるから、原告には右更正処分等の取消しを求める法律上の利益がない。

仮りに然らずとしても、右更正処分等は、後になされた再更正処分等によつてその一部が取り消されるとともに残部が再更正処分等に吸収され、その存在を失なうにいたつたのであるから、更正処分等の取消しを求める訴えは、その法律上の利益を欠くものというべきである。

(請求原因に対する答弁)

原告主張の請求原因事実のうち、その主張に係る契約が金銭消費貸借であつて、原告会社の役員の受領した合計四〇〇万円が謝金であること、また、本件更正処分の通知書に原告主張のごとき理由不備の違法があることは否認するが、その余の主張事実はすべて認める。

原告と白興信用金庫との間に原告主張のごとき内容を記載した金銭消費貸借書な る公正証書が作成されているが、その条項を仔細に検討すれば(1)通常の譲渡担 保の場合と異なり、債権者たる日興信用が右契約の成立と同時に担保物件の用益権 を取得することになつていること、 (2)年賦弁済によつて、貸付金の元本及び利 息が逐次減少するが、担保物件の範囲はその不可分性の故に縮少しないため、貸付 金の利息と担保物件の賃料との等価関係が破られてゆくにもかかわらず、全契約期 間を通じて利息と賃料とを対当額において相殺することとなつていること、(3) 担保物件たる別紙目録記載の土地が異常に高く評価されているのみならず、代物弁 債権が債権者たる日興信用のためではなく、債務者たる原告のために認められていることに徴し、(4)また、賃貸借終了に伴う現状回復について何らの定めもされ ていないばかりでなく、右契約書が公正証書でありながら、貸付金の返済について 執行認諾の条項が記載されていないことからみて、真実当事者に金銭消費貸借の意 思があつたかどうかが極めて疑わしかつたので、さらに調査したところ、(5)別紙目録記載の土地につき、昭和三五年一二月一二日と昭和三六年五月一二日の二回 にわたり、売買を原因とする所有権移転登記が経由されており、(6)また、日興 信用は、右契約成立後間もなく、同地上に賃貸期間をはるかに超えて存続する鉄筋 コンクリート造り地上二階地下一階建ての建物を巨費を投じて建築し、動坂支店を 開設して営業を行なつており、原告においても、日興信用から借入金名義で取得し た資金をもつて他に土地を購入し、別紙目録記載の土地の返還を受ける実質的必要 性がなくなつていること、(7) そればかりでなく、もともと、前記金銭消費貸借書なる公正証書が作成されるにいたつた事情として、日興信用から別紙目録記載の土地を支店開設用地として譲渡してもらいたい旨の申入れを受けた原告は、課税上の理中で、一日は、これを終わったが、顧問報理士のよりものでしま会は消費登出 の理由で、一旦は、これを断わつたが、顧問税理士Cより右のごとき金銭消費貸借 の形式をとれば合法的に課税を免かれることができるとの示唆があり、その旨の日 興信用の了解もあつたので、該申入れを承諾し、その譲渡所得に対する課税を免か れる目的のもとに、右Cと日興信用側の代理人である弁護士Dとが協議してその条 項をつくりあげた事実が判明するにいたつたので、被告は、前記契約が別紙目録記 載の土地についての売買契約であつて、原告主張の金銭消費貸借は、その譲渡益を 隠ぺいし、租税の回避を図るために行なわれた仮装行為であると判断し、本件各課 税処分を行つたのである。

そして、更正処分の通知書には、前叙のごとき事情を具体的に列挙したうえで、 右の契約は「その法律形式に拘らず土地の譲渡を目的としたものとみころは出当る」との結論を示しているのであるから、理由附記として欠けるところのはないうべきである。また、被告が原告に対して欠けるとしたの直径に対して知書を発したの間の前記契約が、帳簿等をみただけでは、容易にをであるが、帳簿等をみただけでは、空間を記述を表したといりであるが、もともと、申告是認通知を事実上通知いてきまざ明したまでであるが、当該申告が正当と認通知を事実上通知いてきまざ明した。 歯したところでは、当該申告が正当と認通知を事実上通知いことが判別であるには、当該申告が正当と認通知を事実上通知いてきまざ明したのであるによるでは、当該申告が正当な所得のは、するには、当該申したが正当な所得の主張してがあり、なる、原告の主張は、当らず、を知述日録に表していてある以上、その理由によが前叙のごとき理由に基づいて行なわれたものである以上、その理由にまたのであり、なお、原告は、前叙のごとく、真実別紙目録記載の土地を日興信用に 売却する目的をもつてその旨の契約を締結したのであるから、原告の錯誤の主張 も、その前提を欠くものというべきである。 第四 証拠関係(省略)

理由

(本案前の抗弁について)

原告の昭和三五年四月一日から昭和三六年三月三一日までの事業年度の法人税について、昭和三九年九月二五日付で再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定があつたことは、原告の自認するところであるから、原告の同事業年度の法人税につき同年五月二八日付でなされた更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定(但し、留保所得に関する部分を除く。)の取消しを求める訴えは、その対象を欠く不適法なものであつて、この点に関する被告の仮定的抗弁は、理由があるが、原告の右更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消請求に対する被告の本案前の抗弁は、その理由がないものとして排斥を免かれないようである(最高裁判所昭和三二年九月一九日第一小法廷判決・民集一一巻七号一八二人員参照)。

(再更正処分等の取消請求の本案について)

原告が青色申告書提出の承認を受けた法人であること、本件再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定のなされるにいたつた経緯が原告主張のとおりであること、また、昭和三五年一二月一二日原告と日興信用金庫との間に原告主張のごとき内容を記載した金銭消費貸借書なる公正証書による契約が締結され、即日、同契約に基づき、原告が一、九〇〇万円を、原告会社の当時の代表取締役A、専務取締役Bらが合計四〇〇万円を受領したことは、いずれも、当事者間に争いがない。

ところで、右の契約は、これを文字通り金銭の消費貸借であると解すれば、被告の指摘するごとく、その条項自体において、通常の譲渡担保の場合と異なり、債権 者たる白興信用が契約の成立と同時に担保物件の用益権を取得しまた、代物弁済権 が債務者たる原告のために認められていること、また、年賦弁済によつて、貸付金の元本及び利息は逐次減少するが、担保物件の範囲はその不可分性の故に縮少しな いために、貸付金の利息と担保物件の賃料との等価関係が破られてゆくにもかかわ らず、全契約期間を通じて利息と賃料とを対当額で相殺することとなつていること 等極めて不自然であると認められるばかりでなく、成立に争いのない乙第三号証、 乙第六ないし第一一号証、証人Eの証言により真正に成立したものと認める乙第四 号証、原告会社代表者B尋問の結果により真正に成立したものと認める甲第一七、 第一八号証、証人F、E、D、Cの各証言、原告会社代表者B尋問の結果(但し、 証人D、C、原告会社代表者Bの各供述中、後記の措信しない部分を除く。)によ れば、次の事実を認めることができる。すなわち、別紙目録記載の土地の担保物件としての価額一、九〇〇万円は、昭和三五年一二月当時における右土地の時価が 三〇〇万円程度であり、また、金融機関が土地を担保として金員を貸し付ける 場合、担保物件は時価の六ないし七割と評価されている実情からみて、著しく高額 に失すること、日興信用は、昭和三五年一一月一八日付で関東財務局長に宛て、原 に失りること、白興信用は、昭和二五年一月一八日刊で関東財務局長に死亡、原告から右土地を代金二、四五七万四、二五〇円で買い受ける旨の事業用不動産取得承認申請書を提出し、別紙目録記載の土地につき、自己のために、昭和三五年一二月一二日と昭和三六年五月一二日の二回にわたり、売買を原因とする所有権移転登記を経由していること、また、日興信用は、前記契約成立後間もなく、同土地の上に鉄筋コンウェナーを担い上二階地下一階建ての建物と多額の費用を担いて建る。 し、動坂支店を開設して営業を続けており、原告においても、日興信用から借入金 名義で入手した資金をもつて東京都豊島区<以下略>に代替地を購入しているこ と、そればかりでなく、もともと、前記契約が締結されるにいたつたのは、日興信用がその旧動坂支店を都市計画事業のために撤去しなければならないところから、 その代替地として原告に対し別紙目録記載の土地の売却方を申し入れ、原告として も、かねてから該土地を本店および営業所の敷地として使用していたところ、手狭のためこれを売却して他に適当な土地を購入したいと考えてはいたものの、課税上 の理由から一旦右申入れを絶わつたが、仲介の労をとつていたGから税理士Cを紹 介され、同税理士から前記のごとき金銭消費貸借の形式をもつてすれば合法的に課 税を免かれることができる旨の示唆があり、その旨日興信用の了解もあつたので、 代金二、三〇〇万円ということで、右申入れを承諾し、同税理士と日興信用顧問弁 護士Dとの協議によつて前記金銭消費貸借書の条項が作成され、代金二、三〇〇万

円は、前叙のごとく、そのうちの一、九〇〇万円を貸付金として、残額四〇〇万円を謝金として処理することとなったが、日興信用は、後日右四〇〇万円を不動産時に計上していること、なお、いわゆるC事件の発生を契機として、C税理士の関与していた納税者について一斉調査が行なわれた結果、以上のような事情が判明して本件更正処分がなされるに至ったことを認めることができ、右認定に反する各日であるとができ、有認定に反するの各記載、証人C、D、原告会社代表者Bの各領がは、前掲各証拠と対比してたやすく措信することができず、原告及び日期の申告をしているとしてたやすく措信することができるに足りる資料とのの申告をしているとしても、かかる事実はないので、京告会社の代表者とした。他に右認定を覆えす的確な証拠はないので、前記契約は、その代金として二、三〇〇万円を受領したものであると認めるのが相当であるというである。

次に、本件再更正処分の理由附記の適否について判断するのに、本件再更正処分は、更正処分の留保所得を減額した処分であるが、右更正処分の通知書たる成立に争いのない甲第五号証によれば、被告が前記契約を売買と認定し、また、その間に授受された一、九〇〇万円と四〇〇万円をすべて売買代金として原告が受領していると認めるに至つた具体的根拠を列挙しているのであるから、法の要求する理由附記に欠けるところはないものというべきである。

なお、原告の信義則違反の主張は、そもそも、申告是認通知なるものが、そのときまでに調査したところでは当該申告が正当と認められる旨を事実上通知するものであるであるであるとより以後更正等をなしえなる法的効果を伴うものない時第二号証には、「現在までの調査したところによれば、その申告が正当とのない甲第二号証には、「現在までの調査したところによれば、その申告が正当認められます…」との記載のあることが認められるので、所詮、排斥を免かれずのであるが、前叙のごとき理由によっておいます。であるのと認めるに足りる証拠がない以上、採用の限りにあらずというにあるのと認めるに足りる証拠がない以上、採用の限りにあらずとくいるがある。

よつて、原告の更正及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消しを求める訴えは、不適法として却下し、再更正処分及び過少申告加算税と重加算税の各賦課決定の取消請求は理由がないものとして棄却することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 渡部吉隆 渡辺昭 竹田穣)

(別紙) (省略)